

令和7年度答申第14号
令和8年3月16日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会
会長 井川 信子 印

公文書非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年7月27日付け松福介第1066号をもって諮問のあった公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年5月22日付け公文書開示請求書により、「明第2東 高齢者いきいき安心センター 令和元年～令和5年5月の間に行った実地指導または運営指導の関する書類等を全て」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年5月25日付け公文書非開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月14日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年9月1日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、個人情報を除いた部分の開示を求める。
- (2) 本件審査請求の理由
条例第7条第3号が保護しようとする、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとの回答だが、各地域包括支援センターが適正な運営をしているかどうかを介護保険課の運営指導を通しての確認するだけであり利益を害しないと判断する。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本案の弁明の趣旨
本件審査請求を棄却することを求める。
- (2) 本件処分の理由
ア 特定の指定介護予防支援事業所に対する実地指導又は運営指導の実施の事実は、それが判明することにより、当該事業所の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある。

実地指導又は運営指導は介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に基づき、事業所に対して書類提出や説明を求める等といった形で行われる行政指導であり、必ずしも何らかの違反行為等を契機として行われるものではないが、苦情等を契機に行われることもあり、事実上、実地指導又は運営指導を事業者が受けたという事実が明らかになると、その時期・頻度等によっては、当該事業所に問題があるとの印象や憶測を惹起し、事業所の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を損なうおそれがあることは否定できない。

したがって、法人の権利、競争上の地位そのほかの正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの非開示情報にあたる。

イ 本件開示請求により求められた文書については、その文書が存在することが、指定介護予防支援事業所である明第2東地域包括支援センターに対する実地指導又は運営指導の実施を示すことから、その存否を回答することにより、明第2東高齢者いきいき安心センターに対する実地指導又は運営指導の実施の事実という非開示情報が明らかになるものとして、条例第9条に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否できる。

ウ したがって、本件開示請求において特定された文書は、その存否を明らかにしないで非開示とすることが相当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例第9条は、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができることを定めている。「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、公文書の存否を答えることが結果的に非開示情報を公にすることとなる場合をいう。

実施機関は、開示請求に対する応答義務があり、公文書が存在する場合は、公文書を特定した上で、非開示情報に該当するか否かを判断し、開示決定等を行い、公文書が存在しない場合は、不存在を理由として非開示決定をするのが原則である。しかし、開示請求者が開示の対象となる情報を特定した上で、探索的に開示請求するような場合は、開示決定等により開示請求に係る公文書の存否自体が明らかになり、結果的に条例第7条の非開示情報の規定により保護する利益を害する場合があるため、例外的に開示請求自体を拒否できる。

(2)ア 本件開示請求について、処分庁は、実地指導又は運営指導実施の事実

は、それが判明することにより、当該事業所の名譽、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第3号アの非開示情報にあたと主張している。

条例第7条第3号アは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。ここにいう「その他正当な利益」には、法人等の保有する具体的な生産技術上の情報や営業上の情報、生産・管理のプロセスに関する情報や経営方針・財務状況等に関する情報などにとどまらず、公にすることにより、法人等の名譽、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報も含まれる。

そして、「正当な利益を害するおそれ」があるかの判断にあたっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるため、法人等の種類、性格、権利利益の内容、性質等に応じ、法人等の憲法上の権利（財産権、自由権等）の保護の必要性、法人等と行政との関係等を十分考慮し、判断する。単なる抽象的・確率的な可能性だけでは足りず、法人等の権利利益が情報の開示により、具体的に侵害されることについて法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

イ 運営指導とは、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等に対して指定期間中に少なくとも1回以上実施する行政指導であり、行政機関が指定基準等に定められた介護サービスの質や事業所の運営体制、介護報酬の請求や加算の算定状況などについて、現地等にて書類等を確認するものである。そして、運営指導における確認文書の提出は、介護保険法第23条、第24条を根拠としている。介護保険施設等は、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービスを提供する必要があることから、行政機関が指導により支援を行うことにより、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する周知徹底を図り、サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることが運営指導の目的である。

ウ 処分庁は、「運営指導は苦情等を契機に行われることもあり、事実上、実地指導又は運営指導を事業者が受けたという事実が明らかになると、その時期・頻度等によっては、当該事業所に問題があるとの印象や憶測を惹起し、事業所の名譽、社会的評価、社会的活動の自由等を損なうおそれがあることは否定できない。」ことを存否応答拒否の理由としている。しかし、運営指導は介護サービスの適正化を図る目的の下、介護保険法を根拠に行われるものであり、指定期間中に1度は実施することが義務付けられているものであって、介護施設等は定期的に受検する

ものである以上、運営指導を受検したという事実をもって事業者の名誉や社会的評価を損なう具体的なおそれがあるとは考え難く、存否応答拒否の根拠になるとは認められない。また、処分庁は「その時期・頻度等によっては、当該事業所に問題があるとの印象や憶測を惹起し」と主張している。しかしながら、当審査会において実施機関に対し意見聴取を行ったところ、かかる印象や憶測を惹起させる具体的な根拠も認められなかった。

したがって、処分庁が特定した公文書について、条例第7条第3号ア該当性を検討するのであれば、格別、条例第9条により存否応答拒否により非開示とした処分庁の判断は妥当でないと解する。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月27日	諮問書の受理
令和 8年 1月14日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 8年 2月18日	第2回審査会（審議・意見陳述・理由説明）
令和 8年 3月16日	第3回審査会（審議）